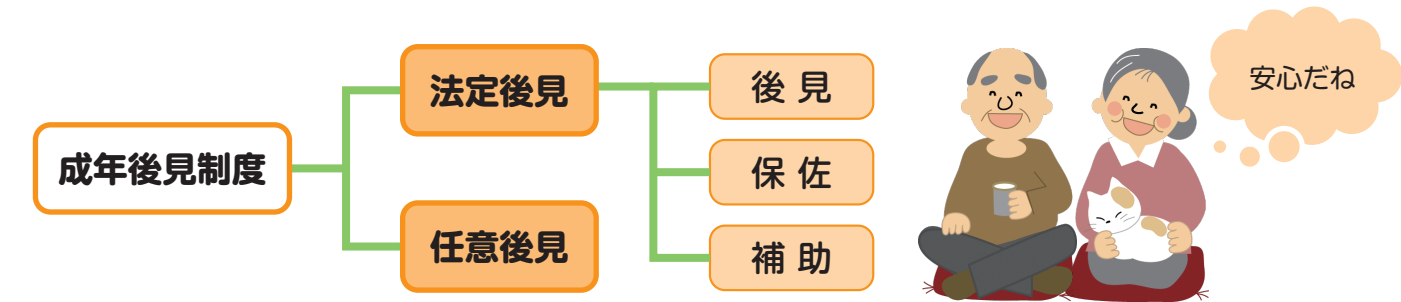


成年後見制度とは？

物事を判断する能力が十分ではなく、自分の権利や財産を守ることが困難な方に対して、後見人等の支援者を選ぶことで、ご本人の権利や大切な財産を守り、自分らしい暮らしができるように支える制度です。成年後見制度には「**法定後見**」と「**任意後見**」の2つの制度があります。



法定後見制度

すでに判断能力が低下している場合

すでに判断能力が低下している方の財産管理や生活面などの支援をするために、ご本人や親族などが家庭裁判所に申立を行い、ご本人を支援する人（後見人・保佐人・補助人）を選任してもらいます（家庭裁判所が選任）。

判断能力	類型	ご本人の判断能力と支援の程度	支援者	支援の範囲
低い	後見	重要な行為（財産管理・契約など）の判断がほとんどできない、常に支援が必要	後見人	大きい
	保佐	重要な行為（財産管理・契約など）の判断が難しく、広い範囲で支援が必要	保佐人	
高い	補助	重要な行為（財産管理・契約など）の判断が困難な場合があり、一部の範囲で支援が必要	補助人	小さい

●ご本人の判断能力の程度（医師の診断書）や支援が必要な事項などに応じて、後見・保佐・補助の類型が決まり、後見人等（後見人・保佐人・補助人）が支援する内容や範囲も決まります。

任意後見制度

判断能力があるうちに、将来の不安などに備える場合

将来判断能力が低下した場合などに備えて、あらかじめ自分が元気なうちに信頼できる人に支援してもらいたい内容を決めて、公正証書により契約をしておきます。将来判断能力が低下した場合に、家庭裁判所に申立を行い、任意後見監督人が選任されて支援が始まります。



申立をすることができる人

- 本人、配偶者
- 4親等以内の親族
- 任意後見人、任意後見受任者
- 市区町村長、検察官 など

後見人等になることができる方

後見人の候補者や必要な支援内容などを参考に、家庭裁判所がご本人に最適と判断される方を選任します。

- 親族後見 …… 親や兄弟などの親族
- 第三者後見 …… 法律、福祉の専門職や市民後見人など
- 法人後見 …… NPO、社会福祉協議会などの法人

申立費用

※費用は「申立人」の負担になります。

【実 費】1万円程度 ※金額は目安です

- 収入印紙 ●郵便切手 ●本人の戸籍・住民票 など

【診断書】5千円程度

- 成年後見制度専用の診断書（医師）

※鑑定が必要な場合（家庭裁判所が判断）、別途5～10万円程度必要。

【申立代行費】10～15万程度 （法律職に依頼した場合）

※申立書の作成を法律職（弁護士・司法書士）に依頼することも可能です。その場合、法テラスの民事法律扶助（費用立替）が利用できる場合もあります（申立人の収入や資産等の条件あり）。

後見人の職務と報酬

ご本人の意向や心身状態、生活状況などに配慮しながら、主に「財産管理」と「身上監護」などの業務を行います。また、後見人等は、家庭裁判所へ後見業務の報告を行います（義務）。

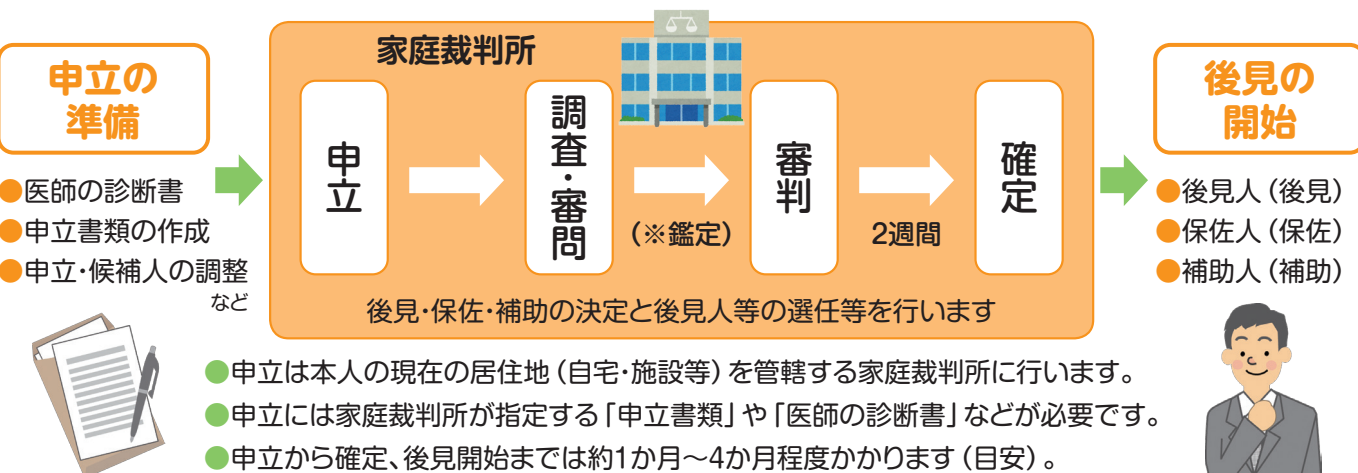
- 財産管理**：金銭や不動産などの管理を行います。

- 身上監護**：施設や介護サービスの契約などの行為。

※食事の世話や実際の介護などは職務ではありません。

- 後見人等への報酬**は、家庭裁判所がご本人の財産や後見人の支援内容等に応じて決定し、ご本人の財産から支払われます。

成年後見制度の手続きの流れ（申立～確定まで）



日常生活自立支援事業とは？（※市町村の社会福祉協議会が窓口です）

高齢者・知的障がい・精神障がいの方で判断能力が低下し、地域で自立した生活を送ることが不安な方などに、ご本人との契約に基づき、**日常的な金銭管理**や**福祉サービス利用の契約**などの支援を行います。



後見制度とは？

明石市 後見支援センター

住み慣れた明石の地域で、安全・安心に自分らしく、いつまでも暮らすことができるように、後見制度などに関する相談やお手伝いをします。

後見制度

成年後見制度などについてくわしく知りたい



契約

福祉サービスや事業所、施設入所の契約などに困っている



財産・金銭管理

物忘れなどがあり、財産やお金の管理がうまくできない



市民後見人等

私も市民後見人になれるかな？



将来

知的に障がいがあるわが子の親亡き後のことが心配

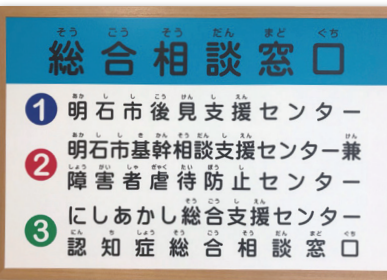


明石市後見支援センター

（社会福祉法人 明石市社会福祉協議会）

お気軽に
ご相談ください!

明石市後見支援センターの業務



- ・頼れる身寄りもないし、自分の将来のことが心配…。
- ・後見制度の利用方法や費用のことがわからない。



- ・親の預金の出金で、銀行から「後見人」が必要と言われた。
- ・知的に障がいがあるわが子の親亡きあとのことが心配。



- ・日常の金銭管理や福祉サービスの契約などで困っている。
- ・金銭管理を手伝ってほしい…でも成年後見制度までは…



- ・後見制度についてくわしく知りたい。勉強したい。
- ・もっとみんなの想いや声が届く後見制度にしたい。



- ・私でも市民の方のために後見人として活動できますか?
- ・後見制度の普及や市民後見人の活動などを応援したい。

後見制度や権利擁護に関する相談・支援

- ご本人・家族、関係者からの後見制度の利用や手続きなどに関する相談をお受けします。
 - 後見制度の利用ができるように、家庭裁判所への申立や後見人等（候補者）の調整などの支援を行います。
- ※相談の方法や連絡先は裏表紙をご覧ください。



日常的な金銭管理などの相談・支援

- 認知症や障がいなどで判断能力が低下し、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用契約ができない、不安で困っている方への支援を行います（日常生活自立支援事業）



後見制度の広報・啓発、利用促進

- 後見制度の広報啓発や情報発信、市民の皆様や関係者の方々向けの研修・講演会の開催などを行います。
- 地域で安心して後見制度が利用できるための仕組みやネットワーク作りなど、後見制度の普及と利用促進を図ります。



市民後見人の養成、親族後見の相談・支援

- 後見人（親族後見人など）からの相談・支援を行います。
- 後見制度を必要とされる方が増えるなかで、地域における後見・権利擁護の新たな支援の担い手として、市民後見人の養成や活動の支援を行います。

市民後見人とは

後見支援センターが主催する市民後見人の養成研修を修了し、一定の知識と実務経験を身につけた一般市民による後見人です。市民後見人は家庭裁判所が選任を行います。

※明石市では、2018年に第一号の市民後見人が誕生しました!



後見基金の活用（後見基金事業）

「後見基金」は2019年に市民からの遺贈をもとに、明石市社会福祉協議会が創設しました。基金は市民の皆様からの遺贈や寄付金により支えられて次のような支援や活動に役立てられています。

- 後見制度の普及、広報啓発
- 市民後見人の養成・活動の支援
- 後見制度利用の資金貸付
- 市民後見人の報酬助成 など

※くわしくは、別紙「後見基金」のパンフレットをご覧ください



明石市後見支援センターとは？

明石市後見支援センター



相談（無料）

センター職員による相談

電話・来所

センター職員（専門職）が、成年後見制度などに関する相談に応じます。
●毎週月～金曜日：8:55～17:40
※土日祝、年末年始はお休みになります。

親族後見人の専門相談（要予約）

親族後見人からの相談に専門の職員が応じます。
●第2・4火曜日：13:30～15:30

法律専門相談

面談（要予約）

弁護士・司法書士の法律職が面談で成年後見、財産管理、遺言などの権利擁護に関する来所相談に応じます（相談時間は45分程度）。

- 毎週木曜日：13:30～15:30（第5週は除く）
- 司法書士相談…第1・3木曜日
- 弁護士相談…第2・4木曜日

まずはお気軽にご相談ください

☎078-924-9151
FAX. 078-924-9134



〒673-0037 明石市貴崎1丁目5-13
明石市立総合福祉センター

TEL:078-924-9151
FAX:078-924-9134

H P : <http://www.akashi-shakyo.jp>

交通手段

- ①山陽電車「林崎松江海岸駅」下車 徒歩5分
- ②神姫バス「貴崎1丁目」バス停下車すぐ

